

摂津市議会

駅前等再開発特別委員会記録

平成25年6月24日

摂津市議会

目 次

駅前等再開発特別委員会

6月24日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査	1
開会の宣告	2
副市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
阪急京都線連続立体交差事業について	2
説明（都市整備部長、嘉戸都市計画課参事）	
質問（弘豊委員、大澤千恵子委員、三好義治委員）	
吹田操車場跡地まちづくりについて	7
説明（品川都市計画課参事）	
質問（弘豊委員、三好義治委員、森西正委員）	
閉会の宣告	18

駅前等再開発特別委員会記録

1. 会議日時

平成25年6月24日(月) 午前10時 開会
午前11時15分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	藤浦雅彦	副委員長	渡辺慎吾	委員	大澤千恵子
委員	上村高義	委員	弘 豊	委員	森西 正
委員長	三好義治				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝
都市整備部長 吉田和生
同部次長兼都市計画課長 土井正治
都市計画課参事 嘉戸善胤 同課参事 品川明輝

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局主査 田村信也

1. 案件

阪急京都線連続立体交差事業について
吹田操車場跡地まちづくりについて

(午前10時 開会)

○藤浦雅彦委員長 おはようございます。
ただいまから駅前等再開発特別委員会
を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

小野副市長。

○小野副市長 おはようございます。
駅前等再開発特別委員会を開催いた
だきましてありがとうございます。

きょうの案件につきましては、資料の
とおり、まず、阪急京都線連続立体交差
事業、次に吹田操車場跡地のまちづくり
について、協定書を締結できました。

その2点につきまして、担当のほうか
ら説明をさせますので、よろしく願い
します。

○藤浦雅彦委員長 挨拶が終わりました。
本日の委員会記録署名委員は、弘委員
を指名します。

それでは、本日の案件について、説明
をお願いします。

吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 おはようございま
す。

本日は、駅前等再開発特別委員会を開
催いただきまして、本当にありがとうござ
います。

本日、報告させていただく案件は、2
案件で、1件目は、阪急京都線連続立体
交差事業のスケジュール、及び、地元説
明会の開催についてであります。

また、もう1案件は、吹田操車場跡地
まちづくりについてでございます。

まず、1案件目は、今回、急な本委員
会の開催をお願いいたしましたのは、前
回、6月10日の本特別委員会の後、連
続立体交差事業の事業者であります大阪
府から、国費の内示があり、本年度の事
業に着手できる旨の連絡がございました。

本年度の事業であります。測量、土

質調査などに着手するに当たり、まず、
地元説明会を開催し、地元の理解を得て
まいりたいというふうに考えております。

そのため、本年度事業の工程を考えま
すと、9月には、地元説明会を開催して
いく必要がございますので、本委員会へ
事前に今後のスケジュールについてご説
明をさせていただくものでございます。

本日、急な開催となりましたが、ご理
解を賜りますよう、よろしくお願いを申
し上げます。

次に、2案件目といたしまして、国立
循環器病研究センターが、吹田操車場跡
地へ移転することが、正式に決定いたし
ましたことに伴いまして、国立循環器病
研究センター、吹田市、本市、及び、U
R都市再生機構の4者にて、吹田操車場
跡地の移転整備に関する基本協定書を6
月12日に締結しておりましたので、そ
の概要について、ご説明をさせていただ
きます。

では、この後、2案件それぞれ、担当
参事よりご説明をさせていただきますの
で、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○藤浦雅彦委員長 嘉戸都市計画課参事。

○嘉戸都市計画課参事 それでは、配付
しております資料をもとに、ご説明させ
ていただきます。

お手元に配付いたしております資料は、
平成22年度から、事業着手までのスケ
ジュールでございます。

平成22年度までに、連続立体交差事
業の概略調査であります国費調査を終え
まして、その後、関係機関との協議、調
整をかさねてまいり、昨年度、本事業が、
大阪府の社会資本総合整備計画に位置づ
けされました。これによりまして、今後
は、事業着手に向けました着工準備期間
の段階となりまして、この期間内に実施

測量などの調査業務や、設計業務を行いますとともに、地元説明会や、まちづくりワークショップなどにより、地域のご意見を賜りながら、本年度以降、3から4年程度の期間をかけまして、都市計画の案を作成いたしまして、都市計画の手続を進めてまいります。

このたび、国費補助が決定しましたことから、今年度は、かねてよりご報告させていただいておりましたとおり、大阪府が実施いたします現地測量ですとか、土質調査などの着工準備に合わせまして、大阪府とともに、地元説明会を開催し、また、本市といたしましても、周辺住民の方々とのワークショップを開催してまいります。

スケジュール的には、9月には、測量調査についての地元説明会を開催いたしまして、その後、現地測量や土質調査と並行しながらワークショップを開催してまいりたいと考えております。

地元説明会の内容などにつきましては、今後、事業者であります大阪府と調整してまいります。開催に際しましては、沿線住民の方々を初め、広く市民の方にお知らせした上で、今後、調査に着手していく旨をご説明したいと考えております。

今後、日程などが決まり次第、委員の皆様には、情報提供してまいりたいと考えております。

また、今後も沿線住民の方々を初めまして、市民の方々への正確な情報提供に努めまして、地域のご意見やご理解を賜りながら、事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、私からの説明を終わりとさせていただきます。

○藤浦雅彦委員長 説明が終わりました。

この際、質問がありましたら、お受けしたいと思います。

質問がある方、いらっしゃいますか。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

阪急連続立体交差事業にかかわって、私のほうから1点、地元説明会のことについて、お伺いしたいと思います。

これまでも、私も、沿線住民の方だけでなく、広く市民の意見を聞いていく、そういったことが大事ではないかというふうに要望をさせていただいているのですけれども、先ほども広く知っていただくことが大事だというふうなことをおっしゃられていました。

そういった中で、この間、実は、日本共産党の市議団でアンケート調査を、暮らしのさまざまな問題について、4月、5月と取り組んでいる中で、連続立体交差事業について、なかなか知られていないかなというふうな記述がたくさん見受けられるわけでございます。

そんな中で、この今回、地元説明会を行っていく、また、広く市民の方にも知っていただかなければならないというようなことをおっしゃられたわけですけれども、どういった中身でやられていくのか、少し具体的に詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○藤浦雅彦委員長 嘉戸参事。

○嘉戸都市計画課参事 ただいまの弘委員のご質問について、お答えいたします。

地元説明会について、広く市民の方の意見を聞くべきではないかということかと思えます。

今回の地元説明会のどういう内容なのかということですが、今回、大阪府のほうで実際に事業に入っていくということで、現地のほうに調査が入ってまいります。具体的には、測量調査でありましたり、土質調査になるわけなのですが、実際に、調査業者の方が現地

に器械をもって歩いてという状況になるわけですが、こういう調査が、今後、連続立体交差事業関係で行われるということを、事前にお知らせしておかなければ、何をやっているのだろうということになりますので、将来、こういう連続立体交差事業があるという中で、今、こういう調査をするのですということを、広く皆様にお知らせするということが一つ、説明会でご説明させていただきたい内容でございます。

あと、ワークショップについても、基本的には、ワークショップで何を検討していくかということになりますけれども、現在、鉄道によって分断されているまちを、今度、鉄道が連続立体化されることによって、どうなっていくか、地域の課題、今、こういう課題があって、将来、連続立体交差事業がきたことによって、その課題をどうしていくのかといったようなことを、地域の方々と一緒に考えながら、その解決法をさぐっていくということになると思うのですが、基本的には、地域の課題という抽出というのが、まず、第一段階だと考えておきまして、そういう意味では、日ごろ、線路の音を聞き、電車の姿を見ながら生活をされている方に寄っていただいて、ご意見を賜りながら、課題を抽出していくというのが大事なのかなと考えております。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 今の御答弁を聞かせていただいて、広く知っていただくというようなことの中身が、実際、こういう事業がだんだんやられていきますよと、調査の中身はこういうことですよというようなことでのお知らせですが、ある意味、それは、市民方のそこから声を聞いていくというふうなことの中でのイメージってなかなか持ちにくいのですけれど

も、そのワークショップの具体的なことについても、実際、やられてどういうふうなご意見が出るのかなというふうなことも、今後、やってみないとわからない部分もあるかもしれませんが、これまで、私どもが聞いている中では、既に、正雀駅側の正音寺踏切なんかは、立体にならないということはお聞きしているわけですが、市民の方は、なかなかそういうこともご存じでないわけで、例えば、この連続立体交差事業が実施されていくと、正雀駅周辺も何かしらよくなっていくような期待も持っている方もいらっしゃると思います。

踏切の解消という面については、その点に期待をされている方は、もちろんいらっしゃるのですが、正雀駅周辺は、ここは取りのこされるというふうなことに対して、強く不満を持たれている方もいらっしゃるというふうに聞いています。

そういった中では、なかなか知られていない部分、沿線の、以前お聞きした中では、山田川から大正川の間の地域の方に説明をしていくというようなことだったと思うのですが、やっぱり、それだけでは不十分だということを思っているわけで、そのあたり、工夫ができないのかなというふうなことを再度お聞きしておきたいというふうに思います。

また、連続立体交差化による踏切の解消、そういう事業については、大事だというふうにおっしゃられている方でも、総事業費の関係で、余りにも大きいのではないかというふうに思われる方、市の財政負担で、暮らしのほうに何かしら影響があるのではないかというふうな不安を持たれている方も多く声が出されております。

そういったことに対する何かしら返答

というようなことも要るのではないかと
思うのですけれども、その点についても、
お知らせいただけたらなと思います。

○藤浦雅彦委員長 嘉戸参事。

○嘉戸都市計画課参事 ただいまの弘委
員のご質問について、お答えいたします。

まず、一つ目、説明会、ワークショップ、
広く市民の方の意見をということでは
という件だったと思うのですけれども、
まず、説明会につきましては、広く市民
の方に周知していくわけですけれども、
説明会につきましては、その沿線の住民
の方々だけではなく、例えば、広報紙を
使ったりという形で、広く市民の方に目
にとまる形でそういう説明会が開催され
るということを周知していきたいという
ふうに考えております。

また、説明の内容につきましては、事
業者であります大阪府との今後、詳しい
協議になると思うのですけれども、おっ
しゃられていましたような、どういう事
業なのか、中身についても、若干、そう
皆様にお知らせする必要は出てくるの
ではないかなというふうには考えておりま
す。

もう一つのご質問、連続立体交差事業
について、総事業費が非常に大きな事業
だということで、その点についての市民
の方々の理解を得るようということか
と思うのですけれども、これにつきまして
も、今、公表されている事業費でいきま
すと、全体事業費で375億円、これは、
連続立体交差事業全体の事業費でござい
ますけれども、その分、何かしら市の負
担というのが出てくるわけですけれども、
今の踏切があることによる交通渋滞とい
うのはもちろんのこと、踏切は安全な施
設では当然ございませんで、踏切の前に
たっておりますと、時速100キロ以上
の車両が目の前を通過するという、非常

にそういう危険な施設でございます。

安全、安心というのが叫ばれて、しば
らくたっておりますけれども、まちの中
に、そういう危険な箇所を何とかなくし
ていく、安全、安心に少しでも寄与して
いくという側面から、費用がかかる事業、
いきの長い事業ではありますけれども、
そういった安全、安心に資する事業であ
るということを丁寧に説明していきなが
ら、皆様のご理解を得てまいりたいと
いうふうに考えております。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 一つ目の広く市民の方に知
ていただくというようなことでの周知、
広報、啓発、いろいろと取り込まれるの
だろうというふうに思っているのですけ
ど、その際に、やはり沿線地域、山田川
から大正川の狭い範囲だけではなく、皆
さんの声をお伝えもしていくし、その中
で声を聞いていくこと、大いに取り組ん
でいただきたいというふうに思っていま
す。

そういう声を聞いて、それが、また、
事業の中に出せるように、お願いしたい
というふうに思っております。

それから、もう一つの事業費のことで、
少し挙げさせてもらったのは、やはり、
この安全を確保していくことについては、
必要だというようなことは、多くの方も
思っておられます、

でもそれによって、大きな費用の点、
このことについて、一方で、これが不安
材料にもなっているというようなことで
あります。

事業をしていく上での本当に費用負担
がこれだけ要るのかというふうなことも
思われてて、少しでもやっぱりこれを続
ける努力がされているのかというふうな
こともお聞きするわけでありまして。

そうした意味で、これをしていく中で、

市民の皆さんにかかる負担を最小限にしていく、こういうことも実施していく中で、考えていただけたらというふうに思います。

また、先ほど言われましたように、いきの長い事業ということで、さまざまな意見が出てきたり、また、市民の皆様の声を聞いたりあると思いますけれども、そういったことも念頭に置いて進めていかれるように要望としておきます。

○藤浦雅彦委員長 ほかにありませんか。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 1点だけ、事業期間の事業着手のところで、用地買収とあるのですけれども、この用地買収に関しては、もう既に動き始めているのですか。

それとも、これは計画決定が出てから、用地買収に行くということなのですか。

それと、用地買収について、大体おおむねどういったところを買収するかということとはこれからですか。それとも大枠が出ているのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 嘉戸参事。

○嘉戸都市計画課参事 ただいまの大澤委員のご質問についてお答えいたします。

まず、1つ目です。用地買収につきまして、もう実際動いているのかということについてなのですけれども、現在、まだ具体的にどこを買っていくとか、そういう作業には入っておりません。

段階といたしましては、スケジュール表にもございますけれども、着工準備期間の中で都市計画の決定がなされるわけなのですけれども、都市計画の決定がなされた後、事業認可を国のほうからいただきます、その事業認可をいただいた後に、その実際に用地を買収していく所のお金も出てまいりますので、そういった作業に入っております。

2つ目の質問にも関係してまいりますけれども、どこまで用地がこの事業で必要なのかというのがわかっているのかということについてですけれども、そちらにつきましては、着工準備期間の間に、測量ですとか土質調査、比較設計協議というふうにスケジュール表には書いてございますけれども、このような詳細の調査をしたり、実際、鉄道を上げるにしましても、どういった工法で、仮に線路をふれるのかどうかということを具体的に決めていたり、あとは、高架構造物に沿う形で側道ができる場合が多いのですけれども、その側道もどこに必要なのか、どれだけの幅が必要なのかということ、この着工準備期間の間に都市計画の素案としてまとめてまいりまして、都市計画を決定していくという段階になりますので、結果的には、この着工準備期間、都市計画されて、初めてどこの線まで用地をご協力いただかないといけないというラインが決まるということになります。

○藤浦雅彦委員長 ほかにございませんか。

三好委員。

○三好義治委員 まだ、先の話なので、ここであまり詰めることもないのですけれども、ただ、今説明いただいているときの着工準備期間の中での比較設計協議という部分が非常に気になっておりまして、その比較設計というのが、どういった意味合いをなしているのかというのが、これは、連続立体交差事業は、ただ単に阪急京都線の中の沿線で摂津市と茨木市の区間だけではなしに、この関西という大阪府下で相当な事業計画で、今、まだ競争しているのです。

その中で、比較設計をやっているこの意味合い、そういう意味合いで捉えて質問しているのですけれど、これが1つと、

それと、もう1つ、事業認可の前に着工準備でいろんなことをやった上で、事業認可がとれる、この段取りの流れ、この時点でないと、認可がとれないのかというやつが、我々が今日でも協議したいのは、阪急京都線の連続立体交差化は、正雀駅から南茨木駅までは、もう認可を取れたかなという感覚でいてるのです。言葉じりをとったらあかんのやけど、国から承認をいただいて、こういう会議をもっているのかなというふうに思っているの、そこをもう一度、整理をしてもらえますか。

○藤浦雅彦委員長 嘉戸参事。

○嘉戸都市計画課参事 ただいまの三好委員のご質問。まず、1つ目のご質問にお答えいたします。

比較設計協議とは、どういう意味なのかということかと思うのですが、こちらにつきましては、イメージを持たれているほかの連続立体交差事業の箇所と比較するという意味ではございませんで、今回の阪急京都線の連続立体交差事業におきまして、これまで、国費調査において、概略の工事のやり方と言いますか、仮線方式でひとつずつずらしながら、今、通っております線路の所に、将来的に高架構造物がきますという概略の検討をしてきたわけですが、今後は、土質調査などの詳細な調査を加えた上で、実際にどういう工法が取れるのか、A案、B案、C案と出てきて、どの案が実際、実施していく上でベストなのかということ、検討していく作業が、比較設計協議でありまして、こちらは、事業者であります大阪府と、国土交通省との協議になってまいります。比較設計協議という名前に一般的になっているのですが、基本的には、これまでの概略設計でやってきました国費調査をベースにし

まして、今後、詳細の調査をし、実際とるべき工法を比較しながら決めていく作業というふうに思います。

あと、2つ目のご質問についてですけれども、事業認可につきまして、今の時点で、国の認可と申しますか、認めてもらっているのではないのかという、その認めてもらっているということと、今のスケジュール表でお示ししている事業認可とは、どう違うのかということかと思うのですが、委員がおっしゃいますように、現在は既に連続立体交差事業を進めていくということを国に認めてもらっている状態でございます。

昨年度で、社会資本総合整備計画に位置づけられておりますけれども、これは、大阪府が事業を進めるにあたって、国も国費を出して補助するというお墨つきをいただいた段階でございますので、そういう意味では、国には認めていただいているといえます。

一方、スケジュールにございます着工準備期間の最後で事業認可を取得というのは都市計画事業としての事業の認可ということなのです。

都市計画事業として行ってもいいですよということが、この都市計画事業の認可でございます。

都市計画事業ですので、事業認可を認めていただく前には、都市計画決定の必要がございます。その都市計画の決定をするための調査なり、設計なりの作業を、今年度も含めて4、5年の期間をかけてやっていくということでございます。

○藤浦雅彦委員長 そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦委員長 それでは、この件につきましては、これぐらいにとどめまして、続きまして、吹田操車場跡地まちづ

くりについて、説明をお願いいたします。

品川都市計画課参事。

○品川都市計画課参事 では、2項目目の吹田操車場跡地まちづくりについて、配付しております資料をもとに、ご説明させていただきます。

お手元に配付いたしております資料は、国立循環器病研究センターの吹田操車場跡地への移転整備に関して、国立循環器病研究センター、吹田市、本市、及び、UR都市機構の4者にて締結した基本協定書のコピーでございます。

本協定書は、国立循環器病研究センター移転箇所周辺のまちづくりについて、今後、4者で協議しながら進めていくことを目的としており、本協定書において、甲は国立循環器病研究センター、乙は吹田市、丙は本市、丁はUR、独立行政法人都市再生機構と定めております。

では、全体的な概要と、特に、本市にかかわる条項について、簡単に御説明させていただきます。

まず、全体的な概要でございますが、国立循環器病研究センターが吹田操車場跡地へ移転することに際しての基本的な事項を定めており、国立循環器病研究センターの移転用地箇所と面積や、譲渡契約及び引き渡しの時期、周辺環境整備や埋蔵文化財調査、及び、マクドナルドハウス移転に関する吹田市の協力等について定めております。

続きまして、本市にかかわる条項についてでございますが、本市の丙が記載されている条項は、第2条、第7条、第8条、第13条でございます。第2条と第13条につきましては、協定書には一般的な条項であり、信義誠実の義務と協定書に意義が生じた場合について定めております。

第7条は、環境整備としまして、吹田

市が移転用地の良好な環境を整えるために、本市やURと協力して、緑化の推進を図ることなどを定めております。

第8条は、国際戦略総合特区指定区域への編入等としまして、国立循環器病研究センター、吹田市、本市、及び、URは、移転用地及び周辺地域を国際戦力総合特区に編入するよう、関係機関と協議することと、正雀下水処理場跡地等の利活用について、仮称でございますが、吹田操車場跡地街区機能調整会議を設置し、4者で協議していくことと定めております。

この第8条で定めております国際戦略総合特区について、簡単に概要を説明させていただきます。

国際戦略総合特区制度は、平成23年6月に成立した総合特別区域法に基づき、創設された制度でありまして、国際競争力のある産業の育成を目的としております。

近畿圏では、大阪府、京都府、兵庫県の3府県と、大阪市、京都市、神戸市の3政令市が共同で取り組んでいる関西イノベーション特区が、平成23年12月に指定されており、この中の北大阪地区として、彩都や大阪大学、現在の国立循環器病研究センターの区域などが指定されております。

特区に指定された場合は、法人税などの優遇措置や、規制緩和などの対象となり、制度を活用する事業者は、大きなメリットを享受できることとなります。

企業が進出する際の規模や面積要件等に関する制限は、この制度上では、特に設けられていないようでございますが、税の軽減措置等を受けるためには、例えば、ライフサイエンス分野等の対象事業において、事業計画認定等の手続が必要となります。

ただ、まだ、制度自体が新しいこともあり、国のほうでも近々支援策等の指定を予定しているなど、まだ、流動的な部分もあり、今後、状況を見ながら関係者で協議を進めていくこととなります。

以上で、協定書についての説明を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦委員長 説明が終わりました。

この際、質問がありましたらお受けしたいと思います。

弘委員。

○弘豊委員 この協定書にかかわって2点お聞きしたいというふうに思います。

1つ目には、環境整備にかかわる情報の部分です。本移転用地の周辺区域の緑化の推進を図るというふうなことを、吹田市と摂津市、協力してというふうに書かれているのですが、具体的に、この協定を結ぶに当たって、何かしら摂津市がこの区域の緑化のことでどういう協力をしていくのかみたいなことが話し合われているのか、お聞きしたいと思います。

もう1点、第8条のところ、国際戦略総合特区指定区域への編入等というようなことを、今、ご説明いただきましたけれども、これも、確認のため、少し具体的に、正雀下水処理場跡地や、7街区の活用について、従来の計画と言いますか、予想というか、想定等、変わってくるのかなというふうに考えたのですけれども、そのあたり、具体的な利活用の部分でどうなっていくのか、この調整会議を開いてからでしか進めていくところについては、明らかになってこないのかなというふうにも思ったりはしたのですけれども、今、わかる範囲でお答えいただけたらと思います。

○藤浦雅彦委員長 品川都市計画課参事。

○品川都市計画課参事 ただいまの弘委

員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の第7条に定めております環境整備につきましてでございます。

こちらの条項は、吹田市が、いろいろな各関係者と協議をして、環境整備を整えていくという条項の中に、丙であります本市が入っております、吹田市が環境整備を行う中で、本市と協力して緑化の推進を図ることというような位置づけにされております。

これにつきましては、まず、吹田市が、国立循環器病研究センターを誘致するに当たりまして、吹田操車場跡地自体が、緑が少ないのではないかなというような意見があったというようなことも含めてこのような条項が定められている経過があります。

本市の協力についてですが、ここで言われておりますのは、国立循環器病研究センターの移転箇所が、本市とすぐ隣接している所になっておりますので、すぐ近くにあり、現在つくることが決まっております緑の遊歩道でありますとか、本市でやっております仮称でありますけれども、千里丘公園の都市計画公園整備というような、緑を実際にもうつくっていていることも含めて、本市としても協力していますよということになっております。

この条項を入れることによりまして、改めて追加で何かをするというわけではございません。

2点目の第8条であります今後の土地利用についてでございますが、6月12日に協定を締結することができまして、今後、国立循環器病研究センターも含めて、どのような土地活用をしていくのかという協議に入っていくことになってございます。

まだ、国立循環器病研究センターのほ

うから具体的に、どのような土地利用をしたいのかという提示が、一切出てきていない状況でございますので、今後、この街区機能調整会議の中で、国立循環器病研究センターの意向も踏まえていろいろ協議をしていくことになっております。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 わかりました。

1点目環境整備の分については、気になったのが、今年から、吹田貨物ターミナル駅の開業をしていて、その中での緑化の整備というのは、やはり、遅れているというふうなことで認識しているのですけれども、そういったこともあって、今回、改めてここに環境整備が入っているのが何かしらこの緑化をさらに、今、現状やっている以上に、何かしら協力していくようなことがあるのかなというふうなことで聞かせていただいたわけなのですけれども、それはないというふうなことでありますから、しっかりと良好な環境を整えていくというふうなことで、摂津市は摂津市として、進めていっていただきたいというふうに要望としておきます。

それから、正雀下水処理場跡地、及び、7街区の活用についてというふうなことで、まだまだ具体的には、これからということをお聞きしましたけれども、周辺、千里丘の4丁目、7丁目と、やっぱり、今後、どうなっていくのかなというふうなことを、まだ、決まっていない街区の活用とかというふうなことでは関心事としてよく耳にします。

そういったことで、これまでは住宅地が建つのかなというふうなことで、一戸建てなのか、マンションみたいなそういう感じになるのか、はたまた高層マンションが建つのではないかみたいなそんなことを気にされている方いらっしゃいます。

そのあたりは、きちんとやっぱり決まった情報をお伝えしていけるようにしていきたいというふうに思っていますし、今回の国際戦略総合特区指定区域というふうなことで、事業所ですか、そういったものの進出というふうなことが、この流れでいったら中心になってくるのかなというふうにも、先ほどの説明の中では聞いているわけですが、そういったことについても、やはり、市民の皆さんにこういうふうになりますよというふうな知らせていくことというふうなこと大事かなというふうに思っております。

まだまだ、調整会議も開かれていなくて決まっていないことで知らせるというふうにはならないかもしれませんが、周辺市民の方のご意見も聞いていくというふうなことで、これのことについても申し上げておいて、私からは、以上とさせていただきます。

○藤浦雅彦委員長 品川都市計画課参事。

○品川都市計画課参事 ただいまの2点目の正雀下水処理場と7街区の利活用について、市民の方々へも情報提供ということに関してでございますが、現状、このような協定を結んだ中で、国際戦略総合特区への編入に向けても、まず、本当に編入できるのかということも含めて、今後、協議をしていくということになります。

国立循環器病研究センターの移転は平成30年度目標と、国立循環器病研究センターの公表資料に出しております。

そういったことに向けて、今、まさに市民の方々に情報提供できる情報が、これ以上何もないというのが現状でございます。

また、市民の方々へは、いつも年度当初には、工事関係の説明会でありますとか、また、その工程が変わったときに対

しても説明会等を行っておりますので、そういった中で決まり次第、情報提供はできるかなと思っておりますので、活用していきたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 そのほかございますか。

三好委員。

○三好義治委員 今、基本協定書の話をしているのですが、それよりももうちょっとさかのぼって、箕面市と吹田操車場跡地で、これまでずっと協議をしておられました。

決算審査の委員会でも質疑をしたけれども、改めて聞くのが今日初めてという記憶なのです。吹田操車場跡地に、国立循環器病研究センターがくるというのは、いつ、どこで決定しているのですか。

その誓約書というのは、もうもらっているのですか。

まず、そこからひもといて、まずは、説明いただきたいというふうに思います。

だから、先ほどの説明でいけば、6月に、要は国のほうが、もう確定してくれて、国立循環器病研究センターの理事会、が決定して、そして、摂津市に対して、その書類はいただいているのですか。

こういう流れを、まず、説明をいただいて、この協定書の質問に入りたいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 暫時休憩します。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○藤浦雅彦委員長 再開します。

品川都市計画課参事。

○品川都市計画課参事 ただいまの国立循環器病研究センターの吹田操車場跡地の移転にかかわる経過について、ご説明させていただきます。

もともと、国立循環器病研究センター

が移転を検討するのに当たりまして、まず、移転候補地がどこかないかということ、北摂各市に希望調査をしており、最終的に吹田市と箕面市が残っていたというのが現状でございます。

こういった中で、新聞等で知った情報もございますが、6月4日に国立循環器病研究センターの理事会が行われまして、その理事会の中で、吹田操車場跡地への移転を決定されたと新聞報道では出ております。

その後、国立循環器病研究センターから正式に箕面市へは断りの通知、吹田市へは移転しますという通知が、6月11日付で正式文書が出ております。

吹田市が、国立循環器病研究センターに対して誘致をしておりましたので、国立循環器病研究センターからは、吹田市へ正式決定の通知をしているということになっております。

その文書が出たことに伴いまして、今回、移転する予定地というのは、土地区画整理事業場の保留地でございますので、この保留地を売ることにしましては、本市と吹田市にURが協議を行うということになってございます。

国立循環器病研究センターからは、URに対しても土地を売ってくださいという文書が6月11日付で出ておりますので、それに伴いまして、URからは、本市に対して保留地譲渡について協議がなされております。

このような協議を経まして、6月12日付で基本協定書を締結したという流れできております。

この基本協定書の中に、国立循環器病研究センターが吹田操車場跡地の位置でありますとか、面積約3万1,000平米の街区を購入しますとか、平成25年度中に譲渡契約を締結し、また引き渡し

等を受けるといふようなことを、協定書に明記しておりますので、国立循環器病研究センターが吹田操車場跡地へ来ることは、そういった面で、もう決定をしているという状況になっております。

○藤浦雅彦委員長 吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 ご指摘のとおり、今日までのスケジュールは、非常に重たい話かなと思っております。

細かい文書のやり取りというのは、今、参事から説明ありましたけれども、先ほどご意見があった箕面市と吹田市に対して、どのようなアプローチの仕方をしたのかということについて我々が聞いている情報としましては、どういう判断を国立循環器病研究センターがされたかということにつきましては、やはり、当初は委員会におきましては、移転委員会、国立循環器病研究センターが設けました委員会においては箕面市だということが報道でも出ていました。数的に多かったと。

その中で、国立循環器病研究センターといたしましては、本当に箕面市にいけるのだろうかというような検証をされております。

その検証の結果におきましては、最初、箕面市が国立循環器病研究センターに対してプレゼンをされたときの形から、その後、2回ほど形態が変わっております。若干、形が悪くなっている、非常に使いにくくなったというご判断されたというのが1点。

もう1点につきましては、価格的な問題と、更地化できる時期、国立循環器病研究センターが移転に対して限られた予算もございますので、そのあたりを総合的にご判断され、その結果を基に、先ほど答弁ございましたように、6月4日に最終委員会で決されたと、それをもって

吹田市は、正式に要望を出しており、来てくださいという要請をかけておりますので、それに対する答えを返された。

もう一つは、先ほど説明がありました箕面市も手を挙げられた。その結果、箕面市もプレゼンをされておりますので、こういう評価の結果をもって、そっちに移転するのは困難であるというお答えを返された。その後、我々のほうと、吹田市のほうと最終協議をして、そしたら、12日、事業者でURも入れて、今後の協力体制を整えるために、先ほど、ご説明申し上げました基本協定を締結しようということでございます。

今後、当然ながら、国立循環器病研究センターが岸辺駅前へいくと。来るのはいいのですが、そしたら、評価的に土地を売却しますので、そういう話の今後流れになってこようかと思えます。

経緯といたしましては、そういうような評価の結果を基に国立循環器病研究センターの理事会で決定された結果をもって、要請のある所に答えを返されたという、今日までの経緯でございます。

あと、土地に対しましては、当然、鑑定評価による評価によって、正当な価格によって売却をしていくという形で、区画整理事業の保留地処分という形になってこようかというふうに思えます。

○藤浦雅彦委員長 三好委員。

○三好義治委員 ようやく吹田操車場跡地に国立循環器病研究センターが決定したということで、多分、これでぶれないと思えます。

これで、吹田操車場跡地の摂津市が持っているこの土地の利用については、要は、国立循環器病研究センターが入ってくるということで、クラスターという医療産業都市に変わってくると思うのです。

そのときに、今、手元に資料いただい

ている分の計画街路が、摂津市に入ってくる、これがURの土地ですね。以前に持っているという分は。摂津市は、要は今度の防災公園のほうに、要は、千里丘方面ですよ。だから、ここらは、もともと居住ゾーンとして、都市計画決定をこれまで組んできました。

だから、今回、これが国立循環器病研究センターが決定したとなれば、その都市計画決定は、今度、変更しなければならないのです。

だから、それは、居住ゾーンのままで、そのままでもいいのですか。

そういった部分、改めて確認をしておきたいというふうに思うのです。

そういうスケジュールの中で、以前は、国立循環器病研究センターが決定したら、整備をしてから3年後に建設されるという話も聞いていました。

今の話でいきますと、平成30年ということ聞きまして、5年かかるという話になっているのです。

この辺は、どういうスケジュールなのでしょう、だから、今回、国立循環器病研究センターが吹田市にきました。国立循環器病研究センターとして、国に対して事業認可をとって、いつから今度工事着工に入って、最終いつぐらいになるのかというのが、今、わからなくとも、そういった協議は、いつから始まるのかということと、この今言っている都市計画決定は、変更しなくてもいいのかという部分。

吹田市と摂津市が持っている土地のど真中にURが持っているのです、URの動向次第によっては、我々としては、国立循環器病研究センターがきて、諸手を挙げてわかりましたということになりかねないので、URとも協定を結んでおかないとあかん。ここらは、もう一度、改め

て説明お願いできますか。

○藤浦雅彦委員長 品川都市計画参事。
○品川都市計画課参事 ただいまの三好委員のご質問にお答えいたします。

まず、国立循環器病研究センターのスケジュールについては公表されているものから、先に説明をさせていただきます。国立循環器病研究センターが移転を決定した中で、今年度から基本設計を始めまして、平成27年度中に設計を終え、平成28年度、平成29年度で建築工事を行いまして、平成30年度に移転、開棟をするというスケジュールが国立循環器病研究センターから示されております。

それに関連しまして、本市が所有している土地等、本市のまちづくりにつきましてでございますが、まず、正雀下水処理場とこの図面でも示しております7街区につきましては、本市で定めております基本計画の中で、都市型居住ゾーンと定めております。

また、7街区につきましては、都市計画上の用途地域においても住居系として定めている上で、地区計画も定めております。

こういった中で、国立循環器病研究センターが移転してきたということに関連して、今後、本当に国立循環器病研究センターが、その周辺にこういった施設を希望されていくのかということ協議を行いながらということになってくると思います。

特に7街区につきましては、国立循環器病研究センターも職員でありますとか、そういった方々の官舎が必要であるというようなこと等の話も聞いておりますので、官舎ということであれば住居系のままだと、協力ができるのではないかと考えております。

現在、この7街区につきましては、本

市と、先ほども三好委員からご指摘がありましたとおり、UR、それと、JR貨物との三者で7街区の土地を持っている状況になっておりまして、ここにつきましては、相互に協力してまちづくりを進めていこうという確認書を、過去に締結しております。

そのようなことも踏まえて、我々としてのまちづくりとしてどのような協力をしていけるのかということを確認しながら、今後、定めていくというように考えております。

○藤浦雅彦委員長 吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 今のご指摘のとおり、特に7街区と、正雀下水処理場の土地でございますけれども、これにつきましては、現在、7街区につきまして、先ほど説明がありましたように、権利者であるUR、摂津市、そして、JR貨物の三者で、以前の委員会でもご指摘いただいたように、やはり、協働という言葉で連携し、そういうふうな協定を結ぶべきだろうというご指摘をいただいて、その後、すぐに協定を結んでおります。

それは何かというのは、個別個々で対応しないで、将来あるべきまちづくりに資するような形で連携をとって、一緒に行動をとろうということで、協定を結んでおりまして、7街区につきましては、我々とすれば、現在、用途地域的には、住居系になっておりますので、都市型居住に資するような運用されるところに売却していくというのが考え方でございます。

ただ、正雀下水処理場跡地、この件につきましては、吹田市がプレゼンしている内容でございますけれども、国の施設は通常、我々聞いているお話でございますけれども、35年ぐらいの経過をたつと、建てかえる責務が出てくる。

そういうような内容を踏まえると、当然、現地、この場で建てかえはできませんので、リザーブ用地として、将来、建てかえると。そのときには、近くにあるほうが最高であると、評価的には。ということで、今回の吹田市に決まったという一つのツールもございます。

その中で、正雀下水処理場跡地に関しては、民間に売却をしてしまうと、今度は、そこへ移れないということでございますので、当然、借地借家法から言いますと、定期借地の形。売却はしないけれども、例えば、30年後には、この土地が更地化されて返ってくるという制度を活用して、将来のリザーブ用地として、顕在化していくという流れになってこようかと思っております。

となりますと、今度は、今、正雀下水処理場につきましては、準工業地域、用途地域的な準工業地域のままでございますので、先ほど、委員ご指摘のとおり、今後の協議でございますけれども、4者で協議をしていって、この協定に基づく内容に沿う形で協議を進め、そして、国立循環器病研究センターが何を望んでいるのか、逆に、摂津市として受け入れられるのか、そういうふうな内容を一つ一つ精査しながら、やっぱり市民にとって利のある形、そして、将来が展望できるような形に、4者協議の中でまとめてまいりたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦委員長 三好委員。

○三好義治委員 国立循環器病研究センターが来るということが、まだ、協定書は結ばれていないということも確認できたのですが、用地買収が始まって、初めて、国立循環器病研究センターが来るということが確定するという認識にたっているのですが、その分でいけば、定期借地云々ということであれば、そこをきっち

りといつの時期にするのかということを見定めて、我々にもう報告いただきたいというふうに思います。

もう一方では、その中で、今、あったように、今の都市計画決定は、居住ゾーンになっているのです。その部分で、今、ご提示いただいている基本協定書の中で、国際戦略総合特区の指定区域への編入となれば、摂津市とURと、今、持っている土地、このあたりは、居住ゾーンとか、国立循環器病研究センターの希望によって、官舎に変更とか、医療産業系がくるとか、これまでいっぱいあったのだけれども、これが該当するのかどうか、摂津市の固定資産税を含めて、これからの法人市民税等に相当影響してくるのです。

先ほど言ったように、国際戦略総合特区になると、これは、もう減免処置をとられるのだったら、だから、ここをどう見定めていくかというのは、今から議論しておかないと、さあ来ましたよかったですね、病院来ました法人税入りません。それが、居住ゾーンで来るのか、産業ゾーンで来るのか、国際戦略総合特区になると、居住ゾーンでも認可できるのでしょうか。多分、吹田市は、間違いなしにここで国際戦略総合特区の指定は受けると思うのです。摂津市域はどうなるのですか。

この協定書は、摂津市と国立循環器病研究センターが結んでいるだけと違うから、国立循環器病研究センターと吹田市と摂津市が結んでいるから、我々は国際戦略総合特区になったから、喜ばしいなというだけでは、まだ、安心できないのですよ。

だから、そこら、今、わかる範囲でいいですから、教えてもらえますか。

○藤浦雅彦委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 先ほど説明があり

ましたように、今、特区の指定に関しては、国もまだ制度が新しいですから、非常に流動的に動いています。これは、現実の話でございまして、明確に出されてはいないのですが、ただ、先ほど委員ご指摘のように法人市民税とか、いろいろなものに影響するという減価償却も含めてだと思えますけれども、ただ、基本的には、今の考え方としては、7街区の都市型居住ゾーンに関しては、そのまま進めていきたいというふうには考えております。

ただ、正雀下水処理場に関しましては、特に、国際戦略総合特区の関係で、影響を受けるかなというふうには思っていますが、ただ、影響の受け方がどんな内容でうけるのか、これは、現実、今、見えませんので、先ほどご説明しましたように、今後、4者、どういう内容になっていくのか。

国際戦略総合特区に関しましても、どういう特区として位置づけて、出る場合の企業に関しましても、許認可的な形で一つ一つの企業が認可を受けて、ここに入れるような形になるらしいということでございますので、そのあたりを、先に中身を精査していく必要があるかなと。

ただ、委員ご指摘のように、我々の吹田操車場跡地の基本計画につきましては、都市型居住ゾーンということで、正雀下水処理場も位置づけしておりますけれども、そのあたりは、今後、ある程度流動的な部分があるということだけご承知おきいただきたいなというふうに思っておりますけど、ただ、7街区に関しましては、これは、JR貨物も入りますので、そのあたりは、十分、都市型居住ゾーンとして堅持して、それが、今の協定もそういう形で協定を結んでおりますので、そのあたりは、できるだけ影響のないよ

うな都市型居住ゾーンのあり方、存在の仕方を追及したいというふうに思っております。

○藤浦雅彦委員長 小野副市長。

○小野副市長 現時点では、国立循環器病研究センターが吹田市側の保留地が約3.1ヘクタールであると、その横の約2.6ヘクタールが吹田市民病院や医療クラスター支援施設であるということがあります。

それで、私も橋本理事長と具体的に話をいたしております。

ただ、相当前になりますが、我々が市長と伺った際に、まだ、全く決めておりませんがという前置きをしながら、今、言いましたように、国立循環器病研究センターの病院が来たときの関連施設を決めておりませんが、お願いをしたいという気持ちは持っています。ここまでのことです、今のところ。

それで、7月に入りましたら、橋本理事長と現在の総合戦略局長と、摂津市長と私と、吹田市と、一遍協議をしたいと思っています。

その中で、一日も早く、国立循環器病研究センター何を望んでいるのかということ、関連施設でありますから、一体、それは何なのかということがあります。

摂津市域の7街区につきましては、約3ヘクタールありますが、UR、JR貨物、摂津市で所有しています。そうすると、まずは、URの土地から始まってくる。私は、そこの部分で終わるのではないかという気持ちは持っているのですが、いずれにしても、国立循環器病研究センターが何を望むのか、これをはっきりしないと、これからの議論がよいも悪いも、協力はしますが、進められないというのが現時点の状況です。

それで、内部協議の中で出ていますの

は、まちづくり本体は都市整備部、それから、国立循環器病研究センターなり、医療関係は、保健福祉部。それと、特区そのものは、市長公室政策推進課が所管になります。

それから、特区の中身に産業振興がかかわってきますと、企業誘致の関係など、生活環境部がでてくるということと、それから、正雀下水処理場跡地については、普通財産に変わりますから、今度、それは総務部になるということでもあります。

7月に入りますと、吹田市、摂津市、国立循環器病研究センターで協議している中で、総合計画の時のような考え方で、窓口は基本的には、市長公室であると、それから、もう一つは、吹田操車場跡地まちづくりの基本計画を持っていますから、これが基本になってきますので、用途地域の変更もできますから、都市整備部と、他部署との関係の中で、これをどう動かしていくかということが一つあります。

もう一つは、吹田市の方が過去からの情報量は確実にもっていると思います。

その中で協議をしていくにあたり、うちの窓口はどうするかということがあります。

何よりも、国立循環器病研究センターが何を望むのかということ、明確にしてくれないと、我々もこれから、はっきりした意思を議会にお示しできないことが明白でございまして、7月に入りましたら、早急に市長と私と吹田市長とともにそのことを求めながら、協力を行い、具体的にものを言ってもらい、計画の意思についても早く出してくださいということを申しまいります。

それから、正雀下水処理場跡地については、これも医療系となっていますけれども、約4.5ヘクタールを吹田市と摂

津市で所有していますから、この中身をどうするかということもまだはっきりしていないということでもありますから、このところを求めていかなければ、摂津市が動けないということですから、三好委員のおっしゃることはよくわかります。

早急に吹田市とともに国立循環器病研究センターに求めてまいりたいと。それについては、タイムリーに行い、駅前等再開発特別委員会にご報告させていただきたいと思っておりますので、そういう考え方をもっているということでも申し上げておきたいと思えます。

○藤浦雅彦委員長 そのほかにありますか。

森西委員。

○森西正委員 それでは1点だけ、第8条の国際戦略総合特区指定区域編入等ということですが、この中で、吹田操車場跡地街区機能調整会議、その街区機能調整会議というのを、この特区に向けてのその会議なのか、今、先ほど副市長が答弁をいただきましたけれども、これから特区以外の部分もこの中で具体的に行っていくのか、その点、お聞きしたいと思えます。

○藤浦雅彦委員長 品川都市計画課参事。

○品川都市計画課参事 ただいまの森西委員のご質問にお答えいたします。

この街区機能調整会議の中では、まず、その特区の区域編入について、関係者協議を進めていく流れになります。今後、特区をどこまで入れるのか、本当に特区に入れられるのか、どういった形で入れていくのかというようなことも含めて、この4者の中で、特に、国立循環器病研究センターの意向を聞きながら、まず、始まっていくということになります。この特区区域の編入もこの会議の中で話を行い、それと合わせて、利活用について

もこの会議の中で4者で協議を行っていき、また、特区等でありますと大阪府等への協議等も必要になってきますので、そういった流れになっていこうかと考えております。

○藤浦雅彦委員長 森西委員。

○森西正委員 先ほど、副市長が、関係部署が多岐にわたるということでおっしゃっていただきましたので、窓口がさまざまになってしまうと、協議されている部分が前に進まないということが多々ありますので、その点は、やはり、どこかに一本化をしていただいて、それが中心となって、話を進めていくと、それは、副市長なら副市長の間でも結構ですし、具体的な実務レベルの話になれば、街区機能調整会議でも結構だというふうに思いますが、どこか、やはり最前線で、事務局同士協議ができる、具体的な協議ができる、前に進むような、そういうような機関をぜひとも考えていただきたいというふうに思っていますので、そこで、今まで吹田市と協議されている中身が、摂津市の中に話が届かなかつたり、吹田市と摂津市の間で、議会への説明や、担当者からの報告等について、違いがありましたので、そういうふうなことがないように、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思っていますので、その辺、ご答弁いただけますか。

○藤浦雅彦委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 ご指摘のとおり、やはり、窓口の一本化は重要でございます。情報の共有、それと今後の特区を国のほうから指定を受けますのは、非常に厳しいというふうにも聞いております。難しいというかハードルが高いと、そのあたりを考えますと、やはり、この4者が連携をとって受けていくという形になりますけれども、そういう視点をとって、

先ほどご指摘がありましたように吹田市は我々より先に出ておられます。情報も多く持っておられるというふうに思いますが、ただ、一番大事なものは、保留地の部分は、吹田市でございますけれども、ここから今後、関連するいろんな施設関係も含めまして、やはり、摂津市のほうが協力しなければ動けないことは基本になってこようかというふうに思います。

そのあたりを踏まえて、現在、庁内では、先ほど副市長からもお話がありましたように、関係所管を集めて、そういう連絡会をとって、庁内での情報の共有、そして、外に対しては、市としての意見を述べていくという形を今後はとっていくのかなと。

だから、今までは吹田市が1市だけでプレゼンをし、要望もし、そして文書も動かし、いろんなことがありましたけれども、今後は、国立循環器病研究センター、吹田市、摂津市、そしてUR、この4者が連携をしなかったら、国際戦略総合特区がよいものであっても4者が連携をしなかったらできないという状況になりますので、今後、どちらかといえば摂津市がそのあたりのトリガーになってくる可能性は大だというふうに考えていますので、そのあたりは、今後情報が開示されましたら、本委員会に対して、逐一ご報告させていただきたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 森西委員。

○森西正委員 今まで、吹田市と摂津市の間で、議会への説明や、担当者からの報告等について、違いがありましたので、そういうふうなことが、これからないように、情報を出されるタイミングは、やはり、同じタイミングで出していただいて、各4者が情報を共有できるようにその点は、摂津市の意思として、その中で

よろしく伝えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○藤浦雅彦委員長 副市長のほうから総括をお願いします。

○小野副市長 今日まで、吹田操車場跡地のまちづくりも含めまして、副市長間で調整をしてみいました。

今後も大事なのはそこだと思っていますので、4者協議の中でも、とりわけ摂津市と吹田市がどう連携するかということで、極めて大事なことです。今回、吹田市は担当が山中副市長から太田副市長にかわっていますけれども、意思疎通を欠かないようにしたいと思いますので、関係会議を行った上で、最終的には副市長会議、場合によっては市長会議ということの連携が大事ということになってきますので、そういう気持ちで臨んでまいりたいというふうに思っています。

○藤浦雅彦委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦委員長 それでは以上で本委員会を閉会をいたします。

(午前11時15分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

駅前等再開発特別委員長

藤 浦 雅 彦

駅前等再開発特別委員

弘 豊